

平成23年3月15日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う現金の受払に関する規則」の一部改正について

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、一部地域では、銀行券の需要が増加する一方、交通事情の悪化から銀行券の輸送力が低下しているため、緊急時の措置として寄託券の未鑑査払を実施することとしました。

つきましては、保管店において受渡先に払出を行った寄託券から不足が発見された場合の取扱いを明確にする観点から、「日本銀行が行う現金の受払に関する規則」（平成19年6月18日付発第365号別紙）の一部を別紙のとおり改正のうえ、平成23年3月15日から実施することとしましたので通知します。

具体的な改正内容および改正後の「日本銀行が行う現金の受払に関する規則」につきましては、一両日中に日本銀行ホームページの「日本銀行関連サイト」－「業務上の事務連絡」－「現金受払事務等関連」（<http://www5.boj.or.jp/hakken/hakken.htm>）に掲載しますのでご覧ください。

以 上

「日本銀行が行う現金の受払に関する規則」中一部改正

○ 第8条を横線のとおり改める。

(払出貨幣または未鑑査払銀行券に不足があった場合の取扱)

第8条 取引先は、払出を受けた貨幣に不足があった場合には、その不足金額の請求を、その貨幣の施封を行った者（貨幣の施封を行った者が独立行政法人造幣局である場合にあっては、日本銀行）に対して行う。

2. 取引先は、保管店において払出を受けた銀行券のうち受渡先の施封のまま引き渡された銀行券（以下「未鑑査払銀行券」という）に不足があった場合には、その不足金額の請求を、その未鑑査払銀行券の施封を行った者に対して行う。